

芦屋町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例第 13 条第 1 項及び芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例第 2 条の規定に基づき、下記 2 件について報告します。

1 令和3年度障がい者差別に関する相談について

令和 3 年度は、障がい者差別に関する相談はありませんでした。

2 令和3年度の差別解消法の取り組みについて

芦屋町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例を広く周知するため、遠賀郡 4 町で障害者差別解消法及び町の条例のリーフレットを作成して成人式で配布しました。また、町のホームページに掲載して周知を図りました。今後も、障がい者差別解消について継続して周知を行い条例遵守に努めて参ります。

参考

○芦屋町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例

(地域協議会)

第 13 条 障がい者を理由とする差別の解消の推進を図るため、法第 17 条第 1 項に規定する地域協議会の取組は、芦屋町障害福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例（平成 18 年条例第 38 号）で定める。

○芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査、審議する。

- (1) 障害者計画の策定及び推進に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定及び推進に関する事項
- (3) 障がい者差別に関する相談及び障がい者差別を解消するための取組に関する事項